

第14回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和7年7月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・南部委員・幸田委員・中村委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・武市委員・遠藤義春委員・山本委員・湯浅委員・尾崎委員・井出委員・仁尾委員・西野委員
- 欠席委員 米山委員・岡部委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 事務局より議案の訂正です。26ページ、議案外の利用権の解約、ナンバー3についてですが、貸付人の住所に誤りがございました。〇〇〇〇〇と記載してありますが、正しくは〇〇〇〇〇でございます。訂正しお詫び申し上げます。
- 岡久部長 (部長挨拶)
それでは第14回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は見能林地区の吉岡委員と羽ノ浦地区の仁尾委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 南部委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は7月22日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は7月22日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次、橘地区お願いします。

南部委員 橘地区は案件ございません。

岡久部長 次、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は7月24日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

まずは、前回の継続審議分であります、第13回農地部会の第3号議案ナンバー1でございしますが、外部からの雨水対策が完了したと申請人から報告があり、新野地区農業委員、推進委員、事務局が確認したところ、問題点は解消したと判断しました。よって、許可相当と判断しました。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次、桑野地区お願いします。

遠藤裕美副部長 桑野地区は案件ございません。

岡久部長 次に、見能林地区をお願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は7月18日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願います。

岡久部長 次に、富岡地区をお願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は7月18日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願います。

岡久部長 次に、宝田地区をお願いします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は7月18日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願います。

岡久部長 次に、長生地区です。

それでは長生地区からご報告します。長生地区は7月23日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7から12ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

岡久部長 次に、中野島地区願います。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は7月23日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

岡久部長 次に、大野地区願います。

山本委員 次に、大野地区です。

大野地区からご報告します。大野地区は7月16日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

岡久部長 次に、加茂谷地区願います。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は7月16日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12から13ページをお開きください。第4号議案「委員による

朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、那賀川地区お願ひします。

尾崎委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は7月23日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13から20ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

仁尾委員 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は7月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20から21ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。お願ひします。

岡久部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第2号議案と第3号議案と第4号議案と第5号議案について報告があるようなので、説明をお願ひします。

事務局 まずは、第2号議案について説明します。

2ページをお開きください。ナンバー2です。

譲受人の住所が、県外となっておりますが、申請地の隣地にある、家を購入し、移住予定です。なお、申請時は県外に住んでいましたが、今日現在は、申請地の隣に転居おり、農業委員は申請人宅を訪問して聴き取りを行っております。

次に、第3号議案について説明します。

4ページをお開きください。ナンバー1と2です。

この案件につきましては、昨日、7月24日に、会長・職代・現地調査委員・地元推進委員及び事務局が、現地にて調査を行いました。現地調査の結果は問題ないと回答を得ています。

次に、第4号議案について説明します。

7から12ページをお開きください。ナンバー11から46です。既に、岡久部長が説明しておりますが、この件につきましては、長生中央圃場整備事業で中間管理を利用した圃場整備に伴うものでございます。この地区については、仮換地をせず、仮地番も設けません。工事が出来次第、今回のように再配分をおこないます。なお、所有者と農業開発公社との契約は、既に締結しております。今回は、農業開発公社と借受人との契約です。

次に、13から20ページをお開きください。ナンバー52から80です。既に、尾崎委員が説明しておりますが、この件につきましては、那賀川町苅屋地区・芳崎地区の中間管理を利用した圃場整備に伴うものでございます。この地区については、仮換地及び仮地番も設けて再配分をおこないます。

前回の第13回農地部会第3号議案ナンバー1の継続審議になった件ですが、既に中村職代から説明がありましたが、申請人から、外部からの雨水等の進入対策をおこなったと報告があり、7月22日に事務局で確認をしたところ、問題ないと判断しました。水対策が完全にできているかについては、今後も委員及び事務局の見守り、指導をしていく必要があります。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

岡久部長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

中村委員 圃場整備に伴う、仮地番があるところと無いところの違いは何か。

事務局 換地に関してになりますが、通常は仮換地をして、仮地番を設けることが一般的です。つまり今回の那賀川の方です。長生の方は、地元や実施機関である県との協議で、仮換地、仮地番を設けなかったと聞いています。地元である岡久部長何かご存じですか。

岡久部長 計画を開始して、だんだんと申込みが多くなり、当初の計画と異なってきています。それ故に仮地番を設けにくかったのではないかと思います。また、換地に関しての期限があるで、工程をカットしたのではないかと思います。

事務局 最終的には、新地番を設けることにはなってます。

竹内委員 第4号議案ナンバー4について、主要作物に筍となっているが地目が田となっているが、問題ないか。

事務局 この件につきましては、山の中にあります。昔は田として利用していたと思われませんが、今は筍畑として利用しています。

竹内委員 地目の変更をする必要があるのではないか。

事務局 登記が田であるが他利用していることは現実的には多くあります。例えば、同じページのナンバー2と3ですが、いわゆるスタチ団地です。実際はハウスタチです。現実には畑です。登記が山林で、現況が畑つまり筍畑やミカン畑であることもあります。特に、橘地区、福井地区、新野地区、椿地区に多くあります。

阪井委員 第3号議案ナンバー1と2について、既にある店舗の今後の利用は何をするのか。

事務局 この点については、報告が上がってはおりません。

吉岡委員 田に戻すのか。

事務局 それは無いと思われます。

阪井委員 田からの転用か。

事務局 30年前に転用許可を出していると思われるが、今現在は雑種地もしくは宅地となっており、農地法からは外れています。

遠藤義春委員 基盤整備事業で、長生地区と那賀川地区の中間管理機構を通じた賃借ですが、長生地区は登記面積と申請面積を比較して、申請面積が減っていることは、減歩しているので理解できるが、那賀川地区については、一部増えている分がある。何故か。

事務局 通常圃場整備をした場合、減歩されるが、登記面積とは明治初期に地元の農家が測量した面積が基準となっており、縄伸びされていることも考えられますので、面積が増える可能性もあります。縄伸びを解消するためには、地籍調査をする必要があります。申請面積は現実に合わせた面積であるので、

場合によっては増える可能性もあります。

岡久部長 長生について減歩率は、96%とされているが、現実には98%である。

阪井委員 圃場整備をすることは、水路や道路を広げるがその分を含むのか。

岡久部長 残りの4%が広げる分に該当する。

それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、各案件及び前回、継続審議になった第13回農地部会第3号議案ナンバー1の新野地区の営農型太陽光発電施設について、ご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

阪井委員 継続審議分の営農型太陽光発電について、これ以上継続審議は可能か。

事務局 これ以上は不可能です。許可か不許可になります。不許可としても再申請は可能です。

阪井委員 例えば、下部農地の作物を変えるとか。

事務局 そうです。事業計画を変えるのも可能性はあります。

岡久部長 ほかにごぎいませんか。

(意見無し)

岡久部長 それでは他に、意見もないようですから、採決に入りたいと思います。前回の第13回農地部会第3号議案ナンバー1の継続審議分及び、第1号から4号議案について一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。前回からの継続審議分の第13回農地部定例会第3号議案ナンバー1及び、今回の第14回農地部定例会第1号議案から第4号議案については、全て承認です。

岡久部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(特になし)

岡久部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

事務局 (農地法第3条の様式変更について)
(第60号農業委員会だよりについて)
(今後の米の生産意向のアンケートについて)

岡久部長 ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第14回農地部定例会を閉会いたします。次回は、8月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会